

国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！



国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和8年中(令和8年1月1日～令和8年12月31日)に納められた保険料となります。(令和8年度中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。)

本年度中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除の受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料の支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このことについて、年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象あてに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	対 象 者	送付時期	
①	令和8年1月1日から令和8年9月30までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和8年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和9年2月上旬

※「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方は、マイナポータルの「お知らせ」から電子版を受け取ることが出来ます。

なお、ご家族(配偶者やお子様など)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合はご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

ご不明な点は、平田村役場住民課又は年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

一般家庭の消火器無料点検と有料回収

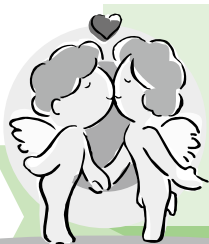
万一に備え、ご家庭にある消火器を
点検してみませんか？

日 時／令和8年11月14日(土) 9時から12時まで
実施場所／須賀川消防署長沼分署 須賀川市榊衝字上南47
石川消防署玉川分署 玉川村大字北須釜字森殿25-3
実施機関／須賀川地方消防防災協会、須賀川消防本部予防課



- 消火器の点検は無料です。使用できなくなった消火器の回収は有料(1,000円)です。
 - 消火器の回収は、お近くの消防署でも常時行っております。
- ※あくまで、一般家庭の消火器ですので、ご了承ください。

須賀川地方広域消防本部 予防課 ☎0248-76-3114



結婚マッチングシステム

「はぴ福なび」

出張登録会

内 容: スマホで婚活のお相手をご紹介します「はぴ福なび」に興味のある方は、ぜひお気軽にお越しください。現在、39歳以下登録料無料実施中です。

日 時: 11月8日(日)午前10時から午後3時30分(受付は午後3時まで)

場 所: 平田村役場 2階 第3会議室

登録料: 10,000円(2年間有効)

持参物: 写真付きの身分証

※予約優先

問い合わせ／申込み: ふくしま結婚・子育て応援センター

☎0243 (24) 9663



不正軽油撲滅強化月間

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでいます。

「不正軽油を**作らない・売らない・買わない・使わない**」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆様のご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課又は最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。



お問い合わせ先

県庁総務部税務課 ☎024-521-7205 Fax024-521-7905

Mail zeimu@pref.fukushima.lg.jp

県中地方振興局県税部 ☎024-935-1264 Fax024-935-1239

Mail kenchu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

詳細は
こちらから

